



コロナに負けない明るい未来

(一社) 全国手をつなぐ育成会連合会 常務理事兼事務局長
(公社) 発達障害連盟 発達障害白書・JLニュース編集長

又村 あおい

今日お話しすること

- 1 「ウィズコロナ」「新しい生活様式」ってどういうこと？何が変わるの？
- 2 本人・家族が感染した時にはどうなるの？
- 3 事業所における対応について
- 4 新型コロナでも「手をつなぐ」ために

研修会を始める前に

新型コロナウイルス感染症により亡くなった方のご冥福をお祈りするとともに、罹患している方の1日も早い快癒を願っています。

そして、医療や福祉など、この厳しい状況でも途絶えることが許されない仕事へ携わっている方々へ、深く感謝申し上げます。

ともに、この難局を乗り越えていきましょう！

新型コロナへ立ち向かうために

http://www.jrc.or.jp/activity/saigai/news/200326_006124.html

1. 日本赤十字社が公開している新型コロナ関係のページです
2. 新型コロナウイルス感染症には、「病気」を起点として「不安」「差別」という3つの「負のスパイラル」があるとされています
3. 新型コロナウイルス感染症という病気への不安が感染者などを非難するなどの差別を呼び、差別を恐れて受診や公表を恐れることで感染が拡大する..
4. こうしたことが広がらないよう、特に重症化リスクのある障害児者と家族、支援者の皆さまには、スパイラルを食い止める取組みや心持ちをお願い申し上げます

「ウィズコロナ」「新しい生活様式」ってどういうこと？何が変わるの？

「新しい生活様式」 とは、なにか

1. 5月4日に「新型コロナウイルス感染症専門家会議」からの提言を踏まえて政府が示した、今後の日常生活において取り入れることが期待される生活様式のこと
2. そのベースは、「身体的距離の確保」「マスクの着用」「手洗い」の3点にあるとされる
3. ベースを踏まえて、「基本」「移動」「買い物・食事」「娯楽・スポーツ」「働き方」といった分類で新しい生活様式が示されている

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_newlifestyle.html

基本編 移動編

(基本編)

人との間隔はできるだけ2メートル（最低1メートル） / 遊びに行くなら屋内より屋外
/ 会話をする際は真正面NG / 外出時、会話をするときは常時マスク 帰宅したら
すぐ手洗い、着替え、できればシャワー / 手洗いは石けんで30秒、手指消毒薬の使用も可（高齢者や有病者は体調管理をより厳重に）

(移動編)

地域の感染状況に注意 / 感染流行地域は「行かない・出ない」 / 帰省・旅行・出張はやむを得ない場合のみ / 電車・バスはオフピークで会話控える / 徒歩や自転車も併用

買い物・食事編 娯楽・スポーツ編

(買い物・食事編)

通販・電子決済の利用 / 1人または少人数で空いた時間に素早く / 展示品への接触は控えて並ぶときは前後にスペース / 持ち帰りや出前、デリバリーを活用 / 会話控えて大皿やお酌、回し飲みNG / 対面ではなく横並び / 屋内よりは屋外

(娯楽・スポーツ編)

狭い部屋での長居は無用 / 歌や応援は十分な距離かオンライン / レッスンには自宅で動画を活用 / 空いた時間や場所を選んで少人数 / すれ違うときは互いに距離

要するに「ウィズコロナ」とは

- 1 人との接触や移動 = 経済が縮小する
- 2 働き方や余暇活動が多少なり変わってくる
- 3 リスク評価（価値観）が人によって異なる
- 4 それでもやってくる「次の波」に備える

これらの状況が少なくとも1年以上は続く時代

本人・家族が感染した

時にはどうなるの？

新型コロナウイルス感染症は新たなリスクか

1. 大半を占める「軽症」の誤解リスク（新型コロナの「重症」とは、集中治療室での治療や人工呼吸器の装着などを指します）
2. 海外では後遺症リスクが研究されつつある（ロンドン大の400万人調査によると、約10人に1人の割合で倦怠感、胸の痛みや記憶力の低下などが3週間以上持続しているケースも）
3. 知的・発達障害のある人については、支援事業所におけるクラスターリスクも

心配！困った！（その1）

本人が感染した場合、一体どうなるの？

1. 新型コロナに関する医療提供主体は都道府県であり、基本的にはすべての都道府県で障害のある人が感染した場合の受入れ医療機関を定めています
2. ただし、軽症者療養施設も含めた受入れ体制が整っているかどうかは別問題、お住いの地域の状況を必ず確認しましょう
3. また、自覚症状を伝えにくい人をPCR検査（だ液検体タイプ）へつなげる体制についても検討が必要です

心配！困った！（その2）

親・同居家族が感染した場合、一体どうなるの？

1. 新型コロナは「何かあったら祖父祖母へ見てもらう」が困難（ハイリスク）である点が、これまでと大きく異なるところです
2. したがって、親・同居家族が感染した（濃厚接触だった）際に本人を支援する体制構築は極めて重要となります
3. 神奈川県や神戸市、杉並区などでは、専用施設と支援スタッフを確保して有事の際には即応できる体制となっています（基本は都道府県単位で確実な対応が不可欠）

たとえば神戸市の取組みは

1. 市内の福祉施設 （福祉保養センター） を活用し、障害者や高齢者の 家族が新型コロナに感染または濃厚接触となった場合に、本人が一時滞在する施設を市の直営で開設
2. 家族が感染・濃厚接触の場合には、本人も短期入所などでの対応が困難なため、神戸市が 医療機関と連携しつつ看護職員、介護職員を3名程度配置し、24時間対応で利用料は食費を含めて無料
3. 利用に際しては、市の保健所による状況確認と利用調整が入る仕組み

今こそ、相談支援に期待したい

1. 新型コロナは、重症化の特性から「祖父母」「叔父叔母」のような年長親族への一時的支援を極めて求めにくい
2. そのため、家族が新型コロナに感染した場合には、原則として公的支援で乗り切る必要がある（もしくは、本人への感染を覚悟の上で感染した家族が対応することになる）
3. 相談支援（計画相談）が作成する「サービス等利用計画」（障害児支援利用計画）の中に、新型コロナ感染時における緊急対応プラン（クライシスプラン）を盛り込む

相談支援と自立支援協議会

1. 障害児者に必須な「クライシスプラン」をサ計画（障害児支援計画）へ盛り込むのは、計画相談の役割
2. その中から見えてくる個別の生活課題、事業所を含む地域全体の課題を抽出するのは、委託・基幹相談の役割
3. 地域全体の課題に対してルールづくりや資源開発を検討するのは、自立支援協議会の役割（クライシスプランを立てる時点では絵空事、それを実現するのが協議会）

心配！困った！（その3）

親が感染して働けなくなった場合、一体どうなるの？

1. 新型コロナでは「相当数に深刻な後遺症（肺や心臓などの炎症や損傷を含む）」が残るとのWHO報告があります
2. 新型コロナなどで長期療養となり、給与が止まったり減額になったりしたときには、傷病手当金が1年半で打ち切られることから、所得補償保険の活用も視野に入ります
3. 全国手をつなぐ育成会連合会では、会員の福利厚生事業として、賛助会員（機関誌購読）の支援者も対象となる「手をつなぐ暮らしのおたすけプラン」を展開しています

手をつなぐ暮らしのおたすけプラン

(団体長期障害所得補償保険)

当制度は一般社団法人全国手をつなぐ育成会連合会の本体事業です。

病気やケガによって

長期にわたりはたらけなくなった場合の収入減は、 生命保険や医療保険だけではカバーできません。



病気やケガなどで

- 親に万一のことがあった場合▶ 生命保険に入っているから残された家族は守れる!
- 入院することになった場合▶ 医療保険に入っているから、入院費用と手術費用は大丈夫!
- 退院はしたけれど、しばらくはリハビリと自宅療養が必要で▶ 仕事に復帰できない場合
- 気分障害(うつ病など)により、▶ 長期にわたり復職できない場合

マイホームや車のローンは?
家族の生活費や、
お子さまにかかるお金は?

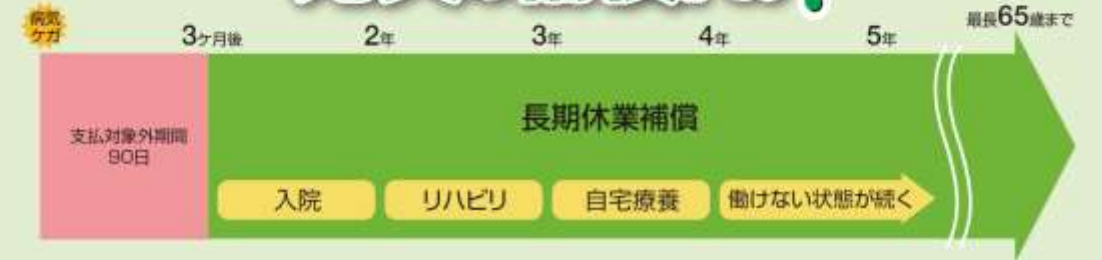
そんなとき

長期休業による収入減から家族の生活を守れるのは...

団体長期障害所得補償保険 に 葬祭費用等補償特約 がセットされた



「充実の補償」です!



〈取扱代理店〉

一般社団法人 全国手をつなぐ育成会連合会

〒160-0023 東京都新宿区西新宿7-17-6
第三和幸ビル2F-C

TEL: 03-5358-9274 FAX: 03-5358-9275
受付時間: 平日の午前10時~午後6時(土・日・祝日・年末年始を除きます。)

お申し込みは →



スマートフォン・携帯電話・パソコンから



脳出血で倒れ、
なんとか一命は
取りとめました。
しかし、
長い入院と
なりそうです...



でも...
やっぱり
心配なことが...



職場復帰を
目指して
在宅で
リハビリ
しています!



たとえば
こんな費用...
教育費
住宅ローン
日々の生活費
子どもにかかる
お金



生命保険や
医療保険
だけで
十分ですか?

手術や
入院の費用は
医療保険で
カバー
できましたが...

手をつなぐ暮らしのおたすけプラン

1. 「おたすけプラン」とは、収入を補てんする保険のことです
2. 知的障害のある人やその家族、知的障害者を支える支援者（事業所職員）が病気やケガで働けなくなった、復職したけれども給料が大幅減になった時の収入をサポートします
3. 長期休業の理由は問いません。事故でも病気でも、一部の精神疾患も含めて補償対象となります
4. 最大で65歳まで補償期間があり、医師の診断書も不要、また死亡時には最大で300万円まで費用補償があります

事業所における

対応について

心配！困った！（その4）

利用している支援事業所の運営、これからどうなるの？

1. 障害福祉サービス事業所は、新型コロナでも休業要請されない「エッセンシャルワーク」とされています
2. しかし、近隣で感染者が発生した場合や利用に不安がある場合などには、事業所休業や自主的な通所控えも可能です
3. その場合、事業所に報酬が入るような特例もありますが、適用範囲は地域によって異なるため、特に市町村との密接な調整が必要です

代替サービスの提供と報酬請求

障害児福祉サービス・
障害者福祉サービス全
体に共通すること

1. 欠席・縮小・休業時の代替サービスとして、利用者の健康管理や居宅内で可能な作業の提供、随時の相談支援といった「できる限りの支援」を提供（単なる出欠確認連絡などは該当せず）
2. 「できる限りの支援」を市町村が認める場合には、通常提供しているサービスと同等の報酬請求が可能
3. ただし、「できる限りの支援」では対応困難な際には人数、時間等を限定して事業所において支援するなどの対応を検討
4. また、新型コロナのため職員が欠けている場合でも、減算なし（各種加算も従来どおり）
5. 記録様式や報告様式について国からの提示なし（市町村と協議して後から確認できる形で書面を残す）

感染防止策の徹底 と感染発生時の業 務継続計画（B C P）の確立

1. 施設・事業所の開放性を担保した外部からのウイルス持ち込み防止の徹底（外部来訪者の拒絶は障害者虐待などの深刻な権利侵害につながりやすい）
2. 感染発生時の速やかなB C P発動（行政と連携した感染公表などの情報発信、速やかなゾーニングの実施、自法人他事業所などからの応援職員派遣など）
3. 地域内協力体制の確立（地域内の事業所協議会（自立支援協議会）などで応援体制の議論、国の災害時における介護職員派遣事業の活用など）

社会福祉施設等の介護職員等の確保支援

事業目的

新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、小学校等の臨時休業や社会福祉施設等で働く介護職員等が新型コロナウイルス感染症に感染等することにより、社会福祉施設等で働く介護職員等の出勤が困難となった場合、職員が不足する社会福祉施設等に他の社会福祉施設等から応援職員を派遣し、社会福祉施設等のサービス提供を継続する。

実施主体

都道府県又は都道府県が適当と認める団体

補助内容・補助率

「災害福祉支援ネットワーク構築推進等事業の特別対策事業(社会福祉施設等への応援職員派遣支援事業)」として以下を実施することとし、定額補助(補助率10/10)とする。

①介護職員等の応援派遣の調整

職員が不足する施設と応援派遣の協力が可能な施設間での派遣調整を行う。(派遣調整に係る事務費)

②介護職員等の応援派遣

社会福祉施設等のサービス提供を継続するため、介護職員等の応援職員を職員が不足している社会福祉施設等へ派遣する。(応援職員の旅費、宿泊費用など。人件費部分は介護報酬等に対応)

<事業スキーム>

厚生労働省

補助

都道府県
又は

都道府県が適当と認める団体

応援職員の派遣調整

応援職員の派遣

職員が不足している社会福祉施設等



実際に動いている地域も出ています

静岡県、介護職員の応援派遣体制構築の例

1. 静岡県内の障害・高齢施設でクラスターが発生した場合に備え、施設の運営団体の枠を超えて応援の介護職員を派遣する体制を構築
2. 県内の高齢者施設約1800カ所と障害者施設約460カ所に向け、職員派遣への協力と職員の事前登録の呼び掛け
3. 感染者や濃厚接触者への対応は基本的に保健所職員や医師が担い、応援の介護職員は非汚染エリアでほかの入居者の介護などに当たる
4. 応援職員の登録や派遣調整の業務は県社会福祉協議会に委託

令和2年度補正予算:42億円

- 障害福祉サービスは、障害児者やその家族等の生活を支えるために必要不可欠なものであり、新型コロナウイルス感染症によるサービス提供体制に対する影響については、これをできる限り小さくしていくことが重要である。
- このため、障害福祉サービス施設・事業所が、関係者との連携の下、感染機会を減らしつつ、必要なサービスを継続して提供できるよう、通常のサービスの提供時では想定されない、かかり増し経費等に対して支援を行う。

事業内容

1 障害福祉サービス事業所等におけるかかり増し経費支援

- ① 休業要請を受けた通所系サービス事業所、短期入所サービス事業所
- ② 利用者又は職員に感染者が発生した障害福祉サービス等事業所、障害者支援施設等、相談支援事業所
- ③ 濃厚接触者に対応した短期入所サービス事業所、訪問系サービス事業所、障害者支援施設等
 - ・事業所、施設等の消毒・清掃費用
 - ・マスク、手袋、体温計等の衛生用品の購入費用
 - ・事業継続に必要な人員確保のための職業紹介料、（割増）賃金・手当、旅費・宿泊費、損害賠償保険の加入費用等

※①から③に該当する通所系サービス事業所、短期入所事業所、障害者支援施設等が訪問サービスを実施する場合は、これらに加えて訪問サービスを実施する場合の費用（④と同じ）に対して追加の助成が可能

- ④ ①から③以外の通所系サービス事業所、短期入所サービス事業所、障害者支援施設等が訪問サービスを実施する場合
 - ・訪問サービス実施に伴う人員確保のための職業紹介料、（割増）賃金・手当
 - ・居宅介護事業所に所属する居宅介護職員による同行指導への謝金等

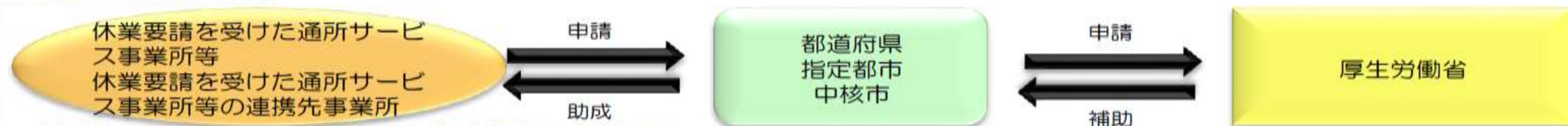
2 上記「1」の①、②及び自主的に休業した障害福祉サービス事業所等との連携（※）に係るかかり増し経費支援

（※）利用者を受け入れた連携先事業所等

- ・追加で必要な人員確保のための職業紹介料、（割増）賃金・手当、旅費・宿泊費、損害賠償保険の加入費用等
- ・利用者引き継ぎ等の際に生じる、障害福祉サービス等報酬では評価されない費用等

3 都道府県等の事務費

事業スキーム等



※補助率：国 2 / 3、都道府県・指定都市・中核市 1 / 3

実際に動いている地域も出ています

京都府（福知山市）の（福）福知山学園（障害者支援施設）の例

1. 京都府の保健所と連携し、入所している人がPCR検査陽性になったという想定で対応マニュアルに沿った動きを訓練
2. 当日は感染者を医療機関へ搬送する訓練、隔離スペースの設営訓練、事業所内の情報共有訓練などを同時並行で実施
3. 同一法人の別施設とも訓練の様子を共有、また、訓練前に保健所と十分に打合せを持ち、相互理解を深めるきっかけに

https://www.fukugaku.or.jp/community/supportcenter/news_sc

令和3年度の障害福祉サービス報酬改定議論では

1. 新型コロナを踏まえた論点として、大きく「感染症対策の徹底」「業務継続に向けた取組み」「地域と連携した災害への対応」の3点を議論
2. 感染症対策の徹底では、事業所の運営基準に「感染症対策の委員会開催や指針の整備」「研修や訓練（シミュレーション）の実施」などの取組を求めることを検討する方向
3. 業務継続に向けた取組みでは、運営基準において、業務継続に向けた計画等の策定や、研修、訓練の実施等を求めることを検討する方向

令和3年度の障害福祉サービス報酬改定議論では

4. 地域と連携した災害変対応では、運営基準において、災害訓練の実施等に当たって地域住民との連携に努めることを求める方向
5. ただし、これらの取組みには一定の時間を要することから、基本的には経過措置期間を設ける方向
6. 障害福祉サービス事業所では、これまで法制度がバタバタ変わってきたことへの対応に忙殺されてきた経緯はあるが、実は以前の新型インフルエンザ流行時にBCP作成のガイドラインは示されている（※）

※ <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000108629.html>

感染症対応 B C P の策定ポイント

1. 正確な情報集約と判断ができる体制構築
2. 感染症発生時における業務優先順位整理（縮小・休止業務の選定と再開の基準設定）
3. 従業者・関係者向けの感染予防対応
4. 資源（人員）確保に関する対策
5. 感染症発生前（未発生時点）に実施する周知・教育・訓練
6. 利用者への事前・事後対応（サービスごと）

利用者向けのアナウンス

1. 特に再度の感染拡大局面に至った場合には、事業所の利用パターンが変わったり、送迎体制が変わったりなどの影響が現れる可能性が高い
2. とりわけ重度障害のある人への支援に関しては、できるだけ直接接触を避ける方向へシフトせざるを得ない
3. こうした可能性を事前に利用者向けにアナウンスし、了承を得た上で個別支援計画へ明記しておく

新型コロナウイルスでも

「手をつなぐ」ために



全国手をつなぐ 育成会連合会 の取組み

1月1日時点の情報
となります

1. 全育連として「新型コロナ対策本部」を設置
2. ホームページやフェイスブックを活用して、会長コメントや省庁への緊急要望を公開
3. 知的障害のある人向けのリーフレットや、全国から集まった笑顔の写真のスライドショーにした作品を公開（ユーチューブに公式チャンネルを開設）

ウイルスは小さくて目では見えません

新型コロナウイルスに かからないようにするために

感染したり、誰かにうつしてしまったりしないように、注意すること

- 1 せっけんでしっかり手を洗う**
家に帰ったときやごはんを食べる前には、せっけんで手を洗いましょう。指の間、指の先、親指、手首などもしっかり洗いましょう。

- 2 手を消毒する**
せっけんで手を洗えないときは、アルコールなどの消毒液で消毒しましょう。消毒液を手にかけて、手のひら、指、指の間、親指、手首をしっかりとります。

- 3 手で顔をさわらない**
手にはウイルスが付いているからしれません。口や鼻、目はさわらないようにしましょう。

- 4 せきやくしゃみをするときは、ハンカチを使う**
せきやくしゃみが出るときは、ハンカチやタオルで鼻と口をおおきましょう。マスクがあれば、マスクをしましょう。

- 5 ドアノブや手すりなどを消毒する**
ウイルスは、金属やプラスチックの表面に長く残ります。ドアノブや手すり、テーブル、携帯電話など、手でよくさわるところはアルコールなどで消毒しましょう。

- 6 人が集まる場所には行かない**
ウイルスは、人から人にうつります。人が集まる場所には行かないようにしましょう。

- 7 話をするときは2メートルほど離れる**
他の人と話するときは、2メートルほど離れましょう。2メートルは、大人が両腕を広げたくらいの長さです。必要なことは、電話やメールで伝えるとよいです。

- 8 遊びに行くのは少しがまん**
旅行やおでかけなどは少しのあいだがまんしましょう（新型コロナウイルスがおさまったら、思いっきり遊びましょう!）。

- 9 具合が悪いと思ったら家から出ない**
熱があったり、咳やくしゃみが出たり、息苦しかったり、いつもより体調がよくないと思ったら、家から出ないようにしましょう。


一般社団法人 全国手をつなぐ育成会連合会 ※37.5℃以上の熱が4日間続いたら、地域の保健所に電話してから病院に行きましょう。



知的・発達障害のある人にもなるべく分かりやすくお伝えするため、イラストを多く使い、説明も短く、分かりやすい表現とした上で、ルビを振っています

新型コロナ啓発リーフレット

<http://zen-iku.jp/info/3728.html>

全国手をつなぐ 育成会連合会 チャンネル

<https://www.youtube.com/channel/UC5ku3sanVaM1u6hM4MLCKVA>



全国から寄せられた「笑顔」や「アート作品」などを紹介するほか、今後はオンライン研修会の配信も充実していきます！

2020/6/28 (21) 全国手をつなぐ育成会連合会チャンネル - YouTube

YouTube JP

ナビゲーションをスキップ

ホーム 急上昇 登録チャンネル

登録済み

チャンネル登録者数 198人

ホーム 動画 再生リスト

ライブラリ 履歴 後で見る 高く評価した動画

登録チャンネル

つなぐ育成会保 笑顔1 週間前
【市川市手をつなぐ親の会】 1分半ギャラリー 308 回視聴・2週間前
【大田区手をつなぐ親の会】 笑顔は最高のおくり物 642 回視聴・3週間前

災害等活動支援基金の運用

- 1.地震や台風、集中豪雨などの大きな災害に加え、新型コロナのような疫病にも対応した、育成会会員や知的障害者支援事業所への支援を提供するための基金です
- 2.これまでも大きな被害が生じた地域の正会員への見舞金などを支給してきましたが、被害からの回復支援や新型コロナ対応の感染予防衛生用品の備蓄と配送なども行っていきます

滋賀銀行（銀行コード：0157）県庁支店（支店番号：160）普通口座
口座番号：0519909
口座名義：（一社）全国手をつなぐ育成会連合会災害等活動支援基金会長久保厚子

全国7拠点到衛生用品を備蓄します！

- ★ (株) ミクシィが展開する「みてね基金」からの助成や「災害等活動支援基金」を活用して
防護服やN95規格マスクなどを一括購入し、全国7正
会員の協力を得て備蓄
- ★ 備蓄エリアは「北海道」「東北関東甲信越」「東海北陸」
「近畿」「中国・四国」「九州」「沖縄」の7つ
- ★ それぞれのエリアに備蓄担当正会員をお願いし、有事の際に
は全育連が窓口となり衛生用品を配送
- ★ 令和3年10月までに、東北関東甲信越ブロック、東海北陸
ブロック、九州ブロックで配送実績あり





1. 伝統的な電話や、手紙（往復はがき）あるいはLINE、ウェブ会議システムなどの活用
2. 会員宅を訪問し、屋内には入らずインターフォンや玄関先で対応
3. 活動は屋外活動（たとえばウォーキング）の積極活用
4. 可能ならウェブによる情報発信

手をつなぐための工夫（1）

知的・発達障害のある人だけでなく、地域福祉全体のためにも

ウェブ会議システムの活用

1. ウェブ会議システムとしては、Z o o mやグーグルミート、ウェブックスやメッセージーミーティングなどがありますが、基本的には「ホスト役」を1人決めれば、参加者はメールなどで送られてくるU R Lをクリックするだけです
2. 複数参加のウェブ会議は時間制限あり、制限解除には有料でライセンスを購入、1対1であれば無料で時間無制限
3. 操作に自信のない場合には、使える人の家や育成会の事務所に少人数で集まって参加する方法もあります

5. 研修会についても、オンライン開催の可能性を検討
6. 会合や研修会を再開する際には「部屋定員の半分まで」「マスクと手指消毒」が基本
7. 障害のある人を「気にかけている」ことを伝えることが重要

手をつなぐための工夫（2）

知的・発達障害のある人だけでなく、地域福祉全体のためにも

もっと具体的にはこんな工夫

1. これまでの茶話会などは開催が難しくなったため、茶話会に代えて少人数のウォーキングを提案したところ、アウトドアで感染リスクも低いことから多数が希望（事務局は少し大変だが、少人数のウォーキングを、組み合わせを変えて複数回開催することでいろいろな人と親密になることができた）
2. 集合形式のサロン開催することに不安がある人がいたため、中止するのではなく、アクリル板を加工した間仕切りを活用し、斜め向かいで座るルールを採用（結果的に、斜め向かい是对人緊張をほぐす効果あり）

もっと具体的にはこんな工夫

3. 感染が拡大している状況だったため茶話会や個別相談会は中止（延期）したが、双方向性のある「つながり」を確保するため、回覧板の要領で参加者間の「交換日記」を実施（単純に情報を届けるだけでなく、返信してもらう）
4. 集合形式の勉強会が開催できない状況になったため、勉強会で取り上げる予定だったテーマの本（機関誌「手をつなぐ」や講師の著書など）を購入し、読後の感想をLINEで交換（勉強会を開催した扱いとすることも可能）

一方で、こんなこともありました

1 ソーシャルディスタンスを求める「足型」や「四角囲い」

→ 自閉症圏の人たちにとっては、むしろ立つべき位置が明確になり、
過ごしやすくなった例も

2 人的接触をできるだけ避ける社会全体の傾向

→ 不用意に他者がパーソナルスペースに入ってくないので
パニック障害の人が以前より外出しやすくなった例、 いわゆる「ひきこもり」の人にとっては、自分たちのライフスタイルに合ってきた
と感じた例も

援助者の皆さまへお願いしたい

1. 新型コロナという未曾有の疫病災害の状況で支援職を続けるということの意味、意義は何か
2. 障害福祉サービスは構造的に「支援する／される」が対置的ではあるが、現状の厳しさが行き過ぎて「自分たちが支えてあげている」になっていないか
3. 障害のある人への援助が新型コロナへの対処、対策を新しい視点で再評価（価値観をポジティブに転換）できる可能性に気づけているか → その関係に、相互性はあるか

本気で学んでみませんか？

1. 高齢者や知的障害者から、誰でも簡単に操作できるオンライン会議システムの構築を学んでみる
2. 自閉症圏の人やパニック障害の人から、ソーシャルディスタンスの取り方（足型の有用性）を学んでみる
3. いわゆる「ひきこもり」の人から、ステイホームの極意を学んでみる

多くの人が「自分事」になっている今こそ！

ご参考まで・・・（その1）

全国手をつなぐ育成会連合会

2020年4月から、一般社団法人として生まれ変わりました

<http://zen-iku.jp/>



または、「全国手をつなぐ育成会連合会」で検索していただくと
たいがいトップで表示されます。

QRコードはこちら！

ご参考まで・・・（その2）

あたらしいほうりつの本（改訂版）

全国手をつなぐ育成会連合会では、できるだけ読みやすく、障害福祉サービスや年金・手当などの概要や手続きのながれを解説した『あたらしいほうりつの本』を発行しています。



お求めは、全国手をつなぐ育成会連合会のホームページから

<http://zen-iku.jp/publish/book>



ご参考まで・・・（その3）

賛助会員になると『手をつなぐ』が届きます！！

「手をつなぐ」は、知的な障害のある当事者（本人・家族）に関しての各地の情報、わかりやすい制度の説明、各地で元気に活動する人たち、親の声、本人の声が満載の情報誌です。

賛助会員（年間4,100円）になると、毎月『手をつなぐ』をお届けいたします。

ホームページ <http://zen-iku.jp/publish/tsunag>

（お問合せ）

電話：03-5358-9274（平日10時から19時）

メール：info@zen-iku.jp（24時間受付）



ご参考まで・・・（その4）

「おたすけプラン」シリーズ大好評です！

育成会の会員向けの福利厚生として展開する保険事業「おたすけプラン」シリーズは「所得補償保険」「がん保険」「傷害総合保険」の3種類で、いずれも障害のある人にもご加入いただけるよう、運用を工夫しています（障害以外の理由で加入できない場合があります）。加入対象は、育成会の会員〔障害のある人、障害のある人の家族（親、きょうだい）、障害福祉サービス事業所の職員、全国手をつなぐ育成会連合会の賛助会員〕の皆さまです。

（お問合せ）

電話：03-5358-9274（平日10時から19時）

メール：info@zen-iku.jp（24時間受付）

専用ページは
こちらから！



おたすけプランシリーズの概要

(1) がんのおたすけプラン：日本人の2人に1人は患う「がん」に特化した保険

⇒ 告知事項をシンプルにしたことで、知的障害のある本人が加入しやすく

(2) おたすけプラン・日ごろの備え：個人賠償責任保険+傷害総合保険+特定感染症補償

⇒ 日常生活での賠償トラブルを補償し、新型コロナウイルス感染を一部補償。自転車の自賠責も兼ねる。手頃な価格でご加入可能。(年齢による保険料変動がなく、告知不要)

(3) 暮らしのおたすけプラン：所得補償に特化した保険

⇒ 病気やけがで長期休業(退職)になった際、給与の60%程度を補償(精神疾患による休職も2年間補償)

団体契約により**保険料10%割引!**

知的障害者を支える方向け「暮らしのおたすけプラン」

所得補償保険 + 葬祭費用等補償特約

知的障害者本人の安心・安全・健康をサポート

がん保険

日ごろの備え
個人賠償+傷害+特定感染症

手をつなぐおたすけプラン